

◎銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律

(平成二十四年三月三十一日法律第二二号)

一、提案理由(平成二十四年三月二十六日・衆議院財務金融委 員会)

○自見国務大臣 ただいま議題となりました中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案及び銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

……………(略)……………

第二に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

我が国の金融システムは相対的に安定しているところでありますが、東日本大震災の影響や、欧州債務危機を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱等が続いております。こうした状況に鑑み、経済、株式市場が互いに悪影響を及ぼし、悪化するこ

とを防ぐため、銀行等保有株式取得機構が、株式処分の受け皿として、また、ひいては金融資本市場のセーフティネットとしての役割を果たすことは引き続き重要であります。したがって、銀行等保有株式取得機構による株式等の買い取り期限を延長する等の措置を講ずる必要があるため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、銀行等保有株式取得機構が行う株式等の買い取り期限が、現行、平成二十四年三月三十一日までとされているところ、この期限を平成二十九年三月三十一日まで五年間延長するなどの措置を講ずるものであります。

以上が、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案及び銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。よろしく願います。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成二十四年三月二三日)

○海江田万里君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申

し上げます。

.....(略).....

次に、銀行株式等保有制限法改正案は、銀行等保有株式取得機構による株式等の買い取り等の業務の期限を平成二十九年三月三十一日まで延長する等の措置を講ずるものであります。

.....(略).....

各案は、去る三月十六日当委員会に付託され、同日自見国務大臣及び古川国務大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、二十一日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。

.....(略).....

次いで、討論を行い、順次採決いたしましたところ、中小企業金融円滑化法改正案は全会一致をもって、銀行株式等保有制限法改正案は賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決し、企業再生支援機構法改正案は、修正案は全会一致、修正部分を除く原案は賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと決しました。

なお、銀行株式等保有制限法改正案及び企業再生支援機構法改正案に対しそれぞれ附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二四年三月二日)

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 欧州債務危機等を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱が続く中、銀行等保有株式取得機構が金融資本市場のセーフティネットとしての役割を果たすことは重要であるとの認識の下、今般、銀行等保有株式取得機構による株式等の買取りの期限を延長するという措置を決定したことを重く受け止め、的確な効果を発現できるよう最大限の努力をすること。

一 銀行等保有株式取得機構による株式等の買取りに当たっては、市場の状況を十分に勘案すること。例えば、株価の上昇が続き、銀行等保有株式取得機構があえて買取りを行う必要がないと認められるような場合には、買取期間を設定しないことにより、株式等の買取りを停止する等、銀行等保有株式取得機構の本来の目的を適切に果たすことができるよう努めること。

一 持合事業法人からの銀行株の買取りに当たっては、他の銀行の株主との公平性に配慮し、持合解消に資する場合等に限定するといった運用を図ること。

三、参議院財政金融委員長報告(平成二四年三月三〇日)

○尾立源幸君　ただいま議題となりました七法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案は、銀行等の業務の健全な運営を確保する観点から、銀行等保有株式取得機構が行う株式等の買取り等の業務の期限の延長等の措置を講じようとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、輸入米に適用される暫定関税率の仕組み、銀行等保有株式取得機構における株式買取り実績、保険会社に対する規制緩和に伴う問題点等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、順次採決の結果、関稅定率法等改正案は全会一致をもって、銀行株式保有制限法改正案及び保険業法等改正案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、関稅定率法等改正案及び銀行株式保有制限法改正案に

対し附帯決議が付されております。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二四年三月二九日)

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　欧州債務危機等を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱が続く中、銀行等保有株式取得機構が金融資本市場のセーフティネットとしての役割を果たすことは重要であるとの認識の下、今般、銀行等保有株式取得機構による株式等の買取りの期限を延長するという措置を決定したことを重く受け止め、的確な効果を発現できるよう最大限の努力をすること。

一　銀行等保有株式取得機構による株式等の買取りに当たっては、市場の状況を十分に勘案すること。例えば、株価の上昇が続き、銀行等保有株式取得機構があえて買取りを行う必要がないと認められるような場合には、買取期間を設定しないことにより、株式等の買取りを停止する等、銀行等保有株式取得機構の本来の目的を適切に果たすことができるよう努めること。

一　持合事業法人からの銀行株の買取りに当たっては、他の銀

行の株主との公平性に配慮し、持合解消に資する場合等に限定するといった運用を図ること。

右決議する。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律